

平成 25 年度 第 3 回 台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会	
事務局（担当課）	区民部 子育て支援課	
開催日時	2014 年 3 月 25 日（月） 15:00～16:40	
開催場所	金杉区民館 第 2 集会室	
議題	<p>1．開 会</p> <p>2．委嘱状の交付</p> <p>3．新委員紹介</p> <p>4．議 事</p> <p>（1）事業報告</p> <p>台東区要保護児童の状況について</p> <p>平成 24 年度乳児家庭全戸訪問の実施状況について</p> <p>東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者の選定結果について</p> <p>たいとうこども園について</p> <p>民間保育施設の保育士の処遇改善について</p> <p>認証保育所及び共同型家庭的保育所の開設について</p> <p>認可保育所及び小規模保育所の誘致等について</p> <p>こどもクラブ障害児保育学年延長実施施設の拡大について</p> <p>台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の結果（速報値）について</p> <p>（2）審議事項</p> <p>（仮称）台東区次世代育成支援計画の骨子（案）について</p> <p>（3）その他</p>	
出席者	委員	松原委員長、堀内副委員長、浅野委員、宇津木委員、澤田委員、藤巻委員、森部委員、岡本委員、太田委員（区民部長）、矢内委員（健康部長）、須賀委員（教育委員会事務局次長） （欠席：河野委員、稲沢委員、関戸委員、生駒委員、馬上委員、荒川委員（企画財政部長））
	関係課	田中課長（学務課）、柴崎課長（児童保育課）、小池課長（保健サービス課）
	事務局	酒井課長、宮野係長（子育て支援課）

配付資料	（事前配付資料） 会議次第
------	------------------

	資料 1 台東区要保護児童の状況について
	資料 2 平成 24 年度乳児家庭全戸訪問の実施状況について
	資料 3 東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者の選定結果について
	資料 4 たいとうこども園について
	資料 5 民間保育施設の保育士の処遇改善について
	資料 6 認証保育所及び共同型家庭的保育所の開設について
	資料 7 認可保育所及び小規模保育所の誘致等について
	資料 8 こどもクラブ障害児保育学年延長実施施設の拡大について
	資料 9 台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の結果（速報値）について
	資料 10（仮称）台東区次世代育成支援計画の骨子（案）について

議 事 要 旨

1．委嘱状の交付

新委員の宇津木委員（台東区民生委員・児童委員協議会 主任児童委員部会部会長）が紹介された。

2．事業報告

台東区要保護児童の状況について

資料 1 にもとづき、台東区要保護児童の状況について、子育て支援課長から説明がなされた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- ・心理的虐待が増える場合に、通報経路として、普通は増える警察が、減っているのはなぜかわかるか。
- ・約 300 件弱が養育困難のまま要保護児童になっていないことに対しては、関心を持つ必要がある。

平成 24 年度乳児家庭全戸訪問の実施状況について

資料 2 にもとづき、平成 24 年度乳児家庭全戸訪問の実施状況について、保健サービス課長から説明がなされた。

東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者の選定結果について

資料 3 にもとづき、東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者の選定結果について、学務課長から説明がなされた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- ・指定管理者選定の審査会の委員として、地域に施設が歓迎されていることに驚いた。ここがあるので地域が活性化している。地域に認められている施設はよいと思

いながら、評価をさせていただいた。

たいとうこども園について

資料4にもとづき、たいとうこども園について、学務課長から説明がなされた。

民間保育施設の保育士の処遇改善について

資料5にもとづき、民間保育施設の保育士の処遇改善について、児童保育課長から説明がなされた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- ・今、保育士の確保が難しい。給与が低い、休暇がなかなか取れないなどの背景がある。
- ・民営と官営が、横並びで底上げするということが、よい制度だと思う。

認証保育所及び共同型家庭的保育所の開設について

資料6にもとづき、認証保育所及び共同型家庭的保育所の開設について、児童保育課長から説明がなされた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- ・複数の応募がなかったということで、この事業者がだめだった場合は大変だったのではないかと。
- ・結果としての応募事業者は1だったが、引き合いのあった事業者がそれぞれ2～3あった。事前にそれぞれの運営内容や、施設の安全面、通風採光など、保育施設としてふさわしいかをチェックし、絞り込んだ。

認可保育所及び小規模保育所の誘致等について

資料7にもとづき、認可保育所及び小規模保育所の誘致等について、児童保育課長から説明がなされた。

こどもクラブ障害児保育学年延長実施施設の拡大について

資料8にもとづき、こどもクラブ障害児保育学年延長実施施設の拡大について、児童保育課長から説明がなされた。

委員から出された主な意見は以下の通り。

- ・新計画では、障害のある子どもたちの放課後の場というのでも、数値目標で載せていただきたい。
- ・今、台東区としては待機児童と言った時にはどういう数値になるのか。
- ・近頃、ベビーシッターの問題があるが、そういう、親たちが緊急に頼る事業は、台東区としてはどんな時に行われているのか。

台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の結果（速報値）について

資料9にもとづき、台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の結果（速報値）について、子育て支援課長から説明がなされた。

3. 審議事項

(1)(仮称)台東区次世代育成支援計画の骨子(案)について

資料10にもとづき、計画の全体構成とそれぞれの内容の案が説明された。

委員から出された主な意見は以下の通り。

・基本理念としては非常にすばらしい。今日の報告事項を聞いていると、待機児童対策、親の就労問題が最優先されていると感じる。私たちも父母が子育ての第一義責任という話をするし、保育時間も8時間くらいにしてほしいと、そういう願いをずっと話しているが、待機児童対策、親の就労問題だけで物事が進んでいって、具体化されているような気がする。そこのところを、本来、もっと話し合わなければならないのではないか。

・もう少し保護者が子どもを育てた方がよいのではないかと思う。国が育てていくような世の中になっていくと思うが、本当は子育ての楽しさを母親に教えてあげたいと思う。

・まず働いて経済的に豊かになって、お金で子どものことを解決すれば済むといった考えが、若い方たちの間にあるのではないか。

・小学校に入ると、台東区を一地域で考えるというのはどうなのか。台東区は地価も物件も高くて、住むには共働きになってしまう。子育てに対する環境というのが、経済的には難しいところがあるのではないかと感じている。具体的な政策が見える計画ができるとういと思う。

・保育所、幼稚園、小学校、中学と全部越境だった男性から、台東区に生まれながら、地域のつながりがまったくないという話を聞いた。これから、そういう子どもたちが大勢でるのではないか。

・約10年前の台東区の学校教育プラン会議では、小学校の学区の自由化は、台東区では行わないというのを決めた。23区の中でも、地域に根ざした学校教育をどうしていったらよいかということに戻りつつある。やはり公立学校の場合は、地元の学校に通わせたい。

・1号子どもに認定される子どもも、台東区の子どもである。台東区の、次世代育成支援の計画に子ども・子育て支援事業計画を包含しようという考えは、非常によい考え方だと思う。そういう中で言うと、所謂2号、3号のところ議論が集中してもよいのかということがあると思う。どの子どもであろうと、台東区の子どもであれば平等なので、そのバランスをきちんととって、設計図を描いてほしい。

4. 施設見学

たいとうこども園見学

検 討 経 過

1. 開 会

酒井課長：皆さんお待たせして申し訳ありません。定刻になりましたので、始めさせて

いただきます。本日事務局を務めます、子育て支援課長の酒井と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

2. 委嘱状の交付

酒井課長：本日は委員一名の交替がございましたのでご報告をいたします。新委員の宇津木様でございます。委嘱状につきましてはお席にお配りさせていただいておりますので、交付に代えさせていただきますと存じます。

3. 新委員紹介

酒井課長：それでは新委員をご紹介します。一言ご挨拶をいただけますでしょうか。

宇津木委員：主任児童委員の宇津木と申します。前任の深井委員の後を受けまして、主任児童委員部会の部会長をさせていただいております。何もわかりませんが、どうぞよろしくお願いいたします。

酒井課長：よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります前に、まずお手元の資料の確認をお願いいたします。事前送付いたしました本日の次第、それから資料の1から10まででございます。足りない場合はお手をおあげくださればお持ちいたしますがいかがでしょうか。お揃いでしょうか。それでは、協議会に移りたいと存じます。松原委員長、どうぞよろしくお願いいたします。

松原委員長：皆様お忙しいなかをお集まりいただきましてありがとうございます。平成25年度の第3回台東区次世代育成支援地域協議会を開催いたします。

次第にありますように、事業報告として9つ、審議事項1つが準備されていますので、順次これを皆様にご協議いただきながら、最後はたいとうこども園の施設見学もありますので、議事進行にご協力をお願いしたいと思います。

1. 議 事

(1) 事業報告

台東区要保護児童の状況について

松原委員長：では、初めに台東区要保護児童の状況について、子育て支援課長からご説明をお願いします。資料は1になります。

酒井課長：それでは、台東区要保護児童の状況について、平成24年度の相談の実績を中心にご報告をさせていただきます。資料1をご覧ください。項番1、新規相談をご覧ください。(1)新規相談の表は各年度の新規に受け付けました相談利用数と相談を受けた児童のうち、要保護児童となった児童数の推移をお示しするものでございます。表の一番下の

24年度の欄をご覧ください。まず右端の合計でございますが、平成24年度に受け付けた新規の相談児童数は624人と、前年度の648人と比較して24人減少してございます。そのうち、要保護児童として経過を見ていく必要のある児童は、かっこ内に記載の273人でございます。前年度の223人と比較しまして50人増加をしてございます。また、要保護児童として経過を見る際、虐待と養育困難に分類しますが、表の年度と合計の間の欄をご覧ください。624人のうち虐待で相談を受けた児童数は234人、養育困難で相談を受けた児童数は390人でございます。そのうち要保護児童となりました児童数はそれぞれ、かっこ内に記載の通り、虐待では180人、養育困難では93人で、前年度と比較しますと、虐待では19人増、養育困難では31人の増加となっております。続きまして(2)虐待相談の内容についてご説明を申し上げます。こちらは新規相談のうちの虐待相談の内容が、どのような虐待の種別であるかをお示しするものでございます。表の下段の24年度をご覧ください。最も多いものは身体的虐待で114件、次いで心理的虐待が32件で、いずれも前年度と比較をいたしますと増加をしております。次に(3)の虐待相談の通報経路についてでございます。こちらは、新規相談のうちの虐待相談が、どこから通報があったのかの内訳でございます。表の下段の24年度をご覧ください。24年度は表の左から2列目ですか、児童相談所が53人、5列目の学校・保育園等が71人など、関係機関からの通報が増えてございます。それでは資料の裏面をご覧ください。項番2の要保護児童を説明いたします。この表は、要保護児童数の推移をお示ししてございます。表の右端の列は年度末の要保護児童数でございますが、年々増加しており、平成24年度末には326人となっております。表の右側から2列目をご覧くださいとわかる通り、毎年、見守り終了となる児童数も増えてございますが、毎年、継続と新規も増加しているために、年度末の要保護児童数が増加している状況でございます。最後に項番4、平成25年度の取り組みでございます。記載の通りでございますが、(1)の区民・関係機関への通告義務の啓発活動ですとか、(2)の児童への啓発活動を行っております。また、(3)にありますように、日本堤子ども家庭支援センターの環境整備ということで、相談数の増加に対応するために、要保護児童対応をしております日本堤子ども家庭支援センターの面接室ですとか、活動室の拡充も行ったところでございます。ご報告は以上でございます。

松原委員長：ご質問・意見をお受けしたいと思います。年々、要保護児童対応で忙しくなっていますね。一点気になることがあって、心理的虐待が増えていて、警察からが今年4件ですね。心理的虐待が国・都でも増えているのは、所謂DV対応で増える、で、まあ警察経由が増えるのですが、警察が減っていて、心理的虐待が増えているというのは、何かありますか。

酒井課長：関係関係ですか。

松原委員長：はい。どうぞ。

事務局：警察だけではなくて、子どもが、お母さんが殴られているのを見たとかで、学

校の先生に話して、学校経由で連絡が来る場合が増えています。

松原委員長：はい、ありがとうございます。普通、もう少し警察が増えていてもよいのですがね。警察の方がいらっしゃったらごめんなさい。他、いかがですか。それでは、もう一点だけ。約 300 件弱が養育困難のまま要保護児童になっていないですが、ここはちょっと怖いケースが潜んでいるかもしれないので、ぜひここにも関心を持っていただきたいなと思います。特に、産んですぐ預けちゃったりすると、養育できるかということ、できないですね。

平成 24 年度乳児家庭全戸訪問の実施状況について

松原委員長：それでは次に、平成 24 年度乳児家庭全戸訪問の実施状況について、資料 2 にもとづきまして、保健サービス課長からご説明をお願いします。

小池課長：よろしくお願いいいたします。資料 2 をご覧ください。1 の事業の概要でございます。国のこんにちは赤ちゃん訪問事業である乳児家庭全戸訪問を、台東区では平成 23 年度より実施してございます。本日は 24 年度内のすべての乳児を訪問した結果ということで、一昨年のもので併せて報告させていただきます。この事業は、保健師および助産師が生後 5 か月未満の乳児のいるすべてのご家庭を訪問して、母子の健康状態や家庭での養育環境を確認し、育児の情報提供や必要な支援を行うものでございます。子育てを孤立化することなく、育児支援を通して、乳児虐待の防止や、問診による母親の産後うつなど心身の不調の早期発見、また育児不安の軽減につなげるということを目的に実施しております。2 の実施体制でございますが、保健所におります常勤保健師 15 名、訪問のための専任の保健師 2 名、委託している助産師 6 名の計 23 人ということで、行ってございます。訪問時に産後うつ状態をスクリーンするツールであるエディンバラ産後うつ病質問票、略して EPDS ですが、これを行い、母親が産後うつを疑われたり、育児不安が強いなど何らかの支援が必要だと判断された場合や、育児環境に問題があり虐待の可能性が疑われる場合、また訪問拒否がある場合に、養育支援訪問事業関係者会議というのを開催して、関係者で一人ずつに必要な対応策を検討するということになってございます。3 の実施状況をご覧ください。まず(1)の訪問状況ですが、平成 23 年、24 年で、それぞれ一年間、4 月 1 日より 3 月 31 日までに生まれた一年間の乳児の方に対して、その実数で、どれくらい訪問できたかということで、初年度は 92.8%、その次の年は 94.8%ということで、若干上がってございます。訪問ができなかった数についてということで、下の 2 段目の表になっております。こちらの方で、理由としましては、転出をすでにされていたりとか、区外に実は居住実態があってこちらの方には来られないとか、そういう方として、最終的には乳児健診などで、あとは時期を過ぎてからの訪問を含めて把握したという数で、たとえば遠くに里帰り、これは海外を含めてなのですけど、帰ってらっしゃったりとか、生まれてすぐに、もう入院、死亡ということがあったり、あとは訪問辞退ということもありまして、23 年度は 97 件、24 年度は 78 件という方が、一応、フォローが必要となっている方です。で、2 つ目のこれは、

生後4か月未満の訪問がもっとも好ましいとあって、うちの場合は5か月未満までは必ずフォローということで、定めて訪問しているところでございますが、実際には早いほどよいと言われていまして、ここで見ますと、一ヶ月未満の訪問がそれぞれ22%、15%、2か月未満が46%、48%、3か月未満が23%、25%で、ほぼこの3か月以内に約9割のご家庭には行けているということが、実績としてあります。それが間に合わなくても3～4か月健診までには、もう少し数が伸びて受けることができるというふうになってございます。裏面をご覧ください。これが対応状況ということになります。対応状況といたしましては、訪問によって状況の確認ができて不要になったご家庭の数が、それぞれ950、1,013で一番多くなっております。その他、お子さんの発達の状況、発育の状況を経過的に見ていく必要がある、もしくはお母さんの方でご希望があったり、育児不安が強く保健師がある程度継続的に関わる必要があると思われる方は、2つ目の保健所における経過観察となり、また、養育支援会議というのは、先ほどありましたように、EPDSが高かったりとか、虐待の可能性があったりとかいう方で、このように分かれてございます。養育支援会議を行った結果、その後は3つ、保健所によるフォロー、もしくは要保護児童支援のネットワーク会議の方に行く、そして子ども家庭支援センターで対応するという流れになっています。最後に参考といたしまして、これは区議からご提案を受けて実施いたしました訪問に関するアンケートの結果も併せて載せてございます。これは実際に家庭訪問を、助産師もしくは保健師が行うわけですけれども、その訪問を受けた保護者の方が、実際には訪問にどういふことを期待されていたか、相談した結果、どの程度満足ができたかという、ニーズと満足度を調査したものを併せて載せてございます。私の方からは以上です。

松原委員長：ありがとうございました。ただ今の説明につきまして、ご意見ご質問はありになりますでしょうか。よろしいですか。

東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者の選定結果について

松原委員長：それでは3番目、東京都台東区立ことぶきこども園及び東京都台東区立寿子ども家庭支援センターの指定管理者の選定結果につきまして、資料3にもとづきまして、学務課長からご説明いただきます。

田中課長：はい、それではご説明をさせていただきます。ことぶきこども園と、寿子ども家庭支援センター、両施設につきましては、今年度末で一回目の指定管理期間が満了ということでございます。この5年間の実績が良ということで、特例を適用いたしまして、公募はしないで審査をするという方法で再選定の審査を進めてきたところでございます。これにつきまして、選定審査会の結果を踏まえて、特定非営利活動法人子育て台東に、引き続き指定管理者ということで指定をすることになったものでございます。1枚目の対象施設、候補者についてはご覧の通りでございまして、おめくりいただきますと、真ん中の表にありますように、この審査につきましては、当協議会の副委員長をお願いしてありま

す堀内先生に委員長になっていただきまして、その他、地元の元浅草三丁目町会の副会長の佐久間様、また、ことぶきこども園のPTA会長の白澤様にも参画いただきまして、審査をさせていただいたところでございます。審査の基準は、区の指定管理者としての共通の事項にプラスして、やはり教育・保育施設ですので、そういった項目も加味して審査をいたしました。3頁の上の表をご覧くださいますと、ご覧のような配点と得点と得点率で、最終的に、388点、86.2の得点率ということでございます。合格の基準が6割以上ということでございますので、そのようななかでのこのような結果でございます。また、最後の頁になりますが、このように、ことぶきこども園においては、区で定めます教育・保育計画、また、幼児共通カリキュラムにもとづいた指導計画が策定され、区立としての施設の役割を十分に果たしておりますし、寿子ども家庭支援センターは、3か所のセンターの中でも利用者がもっとも多く、相談件数も伸びているというような実績の他、こども園とセンターの、異年齢交流ですとか、また、緊急保育ですとか、「ちょっと一服」などの自主的な事業も非常に充実していると。そして、先ほどのような客観的な点数も、86.2という高得点ということございまして、引き続き指定をするに十分であるということで、判断をさせていただいたところでございます。この件については、説明は以上でございます。

松原委員長：ありがとうございます。堀内先生、いかがですか。

堀内副委員長：はい、当日子どもたち等見せていただきながら、その中で審査をしたわけですが、一番驚いたことは、地域の方々がその施設を歓迎されている。そして、ここがあることによって地域が活性化している。道路にも、ことぶきこども園通りというような名前が付いていたりして、そんな意味で、地域の方々に認められているこういう施設はいいなと思いつつながら、評価をさせていただきました。

松原委員長：ありがとうございました。ご質問・ご意見うかがいましょうか。よろしいですか

たいとうこども園について

松原委員長：それでは、続きまして4番目、たいとうこども園につきまして、資料4にもとづきまして、学務課長からお願いします。

田中課長：引き続きまして、私の方から。本件は、前回までの会議では第三認定こども園ということでご報告していたものでございますが、昨年の秋に名称が決まりまして、ご覧のように平仮名でたいとうこども園ということでございます。元々、台東幼稚園の幼児教育を引き継ぐ施設であるということ、また地域でも、子どもたちは台東の子どもたちということで、非常に親しまれ、定着していること、そして関係者からも、台東の名を継いでほしいという要望をいただいていたことから、ご覧のような名称に決定したところでございます。その後、準備を着々と進めさせていただきまして、まず、上の表にありますの

は入園の説明会でございまして、短時間、長時間、新入園の方々などの説明会を実施する他、入園前に短時間と長時間と移行する子どもたちが、なるべく4月1日以降、円滑に入れるように、交流会なども事前に企画をさせていただいて、準備を進めてきたところでございます。また、色々なご意見をいただいていた開設準備委員会では、下の表にありますように、こちらも年末でございましたけれども、引継保育について、先ほど申し上げた交流の機会を設けてほしいですとか、そのようなご意見もいただいたところでございました。おめくりいただきますと、その引き継ぎについては、まず、事業者の決定については、前回の会議でもご報告しました通り、6月には候補者として決定しておりますので、その後、台東幼稚園の運動会ですとか生活発表会など、行事見学等々やりながら、また、教育委員会の教育支援館から、教育・保育計画の内容の指導などを行ってきました。今年になってからは、台東幼稚園と竜泉保育室の園児の状況を把握するために、実際に現場に入って、引き継ぎ保育というようなことでやらせていただいている他、先ほど申し上げたような交流の機会をもって、円滑に4月以降、移って来られるように準備を進めているところでございます。施設については後ほど、ご覧いただきたいと存じますが、今までの幼稚園とほぼ同規模のものが隣接して完成しております。そんなことで、4月1日から長時間の子どもが通ってくるということで、準備を進めているところでございます。報告は以上でございます。

松原委員長：ありがとうございました。ご質問・ご意見うかがいましょうか。あとで見学させていただきますけど。よろしいですか。

民間保育施設の保育士の処遇改善について

松原委員長：続きまして、民間保育施設の保育士の処遇改善について、資料5にもとづいて、児童保育課長からご説明をお願いします。

柴崎課長：はい。保育需要の高まりにつれまして、保育士の人材確保、それから処遇改善ということが問題になってございます。そのため、国や東京都の補助制度を活用いたしまして、民間保育施設の保育士などの処遇改善、具体的には給与の上乗せでございまして、そういったことを図るものでございます。経緯といたしましては、今般、国が待機児童解消加速化プランというものを実施しておりますので、その中の一つのメニューとして、私立保育所の保育士の処遇改善を実施してございます。東京都もそれに連動いたしまして、認証保育所等の保育士の処遇改善を具体化しておりますので、これを活用して実施するものでございます。内容でございまして、3本ございまして、一つが国の待機児童解消加速化プランを活用しまして、区内の私立保育所10園の保育士を対象とするものでございます。人数は約210人でございます。保育士一人の上乗せ額は、平均月額約7,850円程度でございまして、(2)が東京都の補助制度を活用いたしまして、認証保育所10園と共同型家庭的保育所2園の保育士を対象とするものでございます。人数は約170人でございます。保育士一人あたりの上乗せ額は月額で約5,100円というところでございます。それから国と都

の動向を踏まえまして、区が実施しております公設民営の指定管理の施設 2 園、東上野乳児保育園と、ことぶきこども園の保育士と家庭福祉員 7 名についても対象といたしまして、区単独の補助をするものでございます。人数は約 80 人で、給与の上乗せ額としましては、指定管理施設 1 園の交付額は私立の保育所と同じでございます。並びに、指定管理施設の保育士一人あたりの上乗せ額も、私立保育所の保育士と同様でございます。家庭福祉員につきましては、お一人あたり月額 9,000 円の上乗せということでございます。ご説明は以上でございます。

松原員長：はい、ありがとうございます。藤巻さん何か。よろしいですか。他の方々ご質問、いかがでしょう。なかなか今、保育士を募集するのは難しいですか。

藤巻委員：難しいですね。やはり給与が低いというか。給与と、休暇がなかなか取れないという。

松原委員長：なかなか、器をつくってもね。

澤田委員：ちょっとよろしいですか。まあ、民営と官営で、こういう取り組みをして、厳しい中で人を集めていくにはとてもよい施策で、区単独でこういうことをきちんとやっってもらふことは、横並びで底上げするということで、よい制度だと思うのです。一つ質問なのですが、内容の 2 番目のところで、一園の交付額というのが、職員数×9,000 円となっていて、一人あたりの上乗せ額が 5,100 円となっているのですが、この差額というのは、基準の職員数よりも実際の職員数がちょっと多いというふうに理解すればよろしいですか。

柴崎課長：はい、その通りでございます。東京都にも、実際にいる人数に対しての、実数としての補助にしてくれというのを要請しているところでございますが、東京都の今年度の予算措置には間に合わなかったということで、基準の職員数というのを出したというところでございます。

澤田委員：わかりました。

松原委員長：他はよろしいですか。

認証保育所及び共同型家庭的保育所の開設について

松原委員長：はい、それでは認証保育所及び共同型家庭的保育所の開設につきまして、資料 6 にもとづいて、これも児童保育課長からお願いします。

柴崎課長：はい。保育環境の向上と待機児童対策の充実を目的といたしまして、平成 26

年4月1日に、認証保育所1か所と共同型家庭的保育所1か所を開設することを、区の行政計画で定めてございますので、それにもとづいて開設をするものでございます。項番2が認証保育所でございます。開設日は本年4月1日でございます。場所が上野桜木1丁目でございますエアリーアベニュー上野桜木というマンションの一階でございます。名称は、スターキッズ上野桜木保育園、施設の面積は約95㎡でございます。定員が27名、0歳から2歳でございます。運営事業者が株式会社スターズ、所在が台東区谷中1丁目でございます。選定経過につきましては、資料にある通りの公募と、それからプレゼンテーションを行いまして、350点満点で308点、得点率88%ということで、基準の得点率70%以上を超えてございますので、運営事業者として選定したところでございます。なお、この事業者につきましては、すでに台東区内で、谷中でございますが、スターキッズ谷中という認証保育所を開設しているところでございます。この2園を有機的に連携いたしまして、運営を行っていくものでございます。裏面をご覧ください。項番3、共同型家庭的保育所の方でございます。開設日は、同じく本年4月1日でございます。場所が東上野5丁目、上野アムフラットというマンションの、やはり一階でございます。台東区の保健所に近い場所でございます。名称がシンシア保育園、面積が約72㎡、定員が0歳から2歳で9名でございます。事業者が株式会社ユニマツライフ、所在が港区青山でございます。選定経過につきましては、認証保育所と同様に公募を行いまして、プレゼンテーションを行ってございます。350点満点で271点、得点率77%、基準の70%以上をとってございますので、事業者として選定をしたところでございます。ご説明は以上でございます。

松原委員長：ありがとうございました。ご意見ご質問、あれば。しかし、複数の応募がないということは、ここがだめだった場合は大変でしたよね。

柴崎課長：委員長、補足でございます。結果としての応募事業者は1でしたけども、引き合いのあった事業者が、それぞれのところで2～3ございました。やはり事前に私どもの方でそれぞれの事業者の運営内容ですとか、施設の安全面ですとか通風採光ですとか、保育施設としてふさわしいかというものをチェックさせていただいて、ちょっとこれはもう、どうもいかがなものかというところもありましたので、書類審査をして、こちらの方で絞らせていただいて、それぞれ1ということでございました。

松原委員長：ありがとうございます。よろしいでしょうか。

認可保育所及び小規模保育所の誘致等について

松原委員長：それでは認可保育所及び小規模保育所の誘致等につきまして、資料7で、これも児童保育課長からお願いします。

柴崎課長：はい。昨今、保育需要が年々伸びているところでございます。4月の新規の入園希望者が、去年は約850人だったのですけども、今年は約1,000人となってございま

す。毎年 150 人前後ぐらい、新規のお申し込みが増えているという状況でございます。この状態ですと、行政計画だけの整備内容ですと、来年 4 月 1 日の待機児童数が相当増えるという見込みもございましたので、新たな保育施設の整備、それから既存施設の定員枠の拡大などを 26 年度中に行うという内容でございます。まず、項番 2 が認可保育所の誘致でございます。今年の 11 月を目処に 0 歳から 5 歳の定員 100 名程度の認可保育所を一か所誘致する予定でございます。今後の予定については資料の通りでございます。それから、0 歳から 2 歳の待機児童が依然として多いということもございますので、0 歳から 2 歳を保育する定員 19 名までの保育所を 2 か所、今年の 7 月を目処に開設する予定でございます。それから、既存の認可保育所等での園児の受け入れの拡大が項番の 4 でございます。行政計画等で本年 4 月 1 日には、これから見ていただきたいというこども園、それから先ほどご紹介いたしました認証保育所、共同型家庭的保育所の開設などで、84 名分の保育定員を増やす予定でございますけれども、園児受け入れをさらに拡大するために、既存の認可保育所や既設保育室で 3 歳児の受け入れを 20 名増やすという取り組みをしております。それから、つい先日、新園舎が竣工いたしました私立愛隣保育園でも、定員 10 名を増やしていただいて、4 月 1 日の保育の定員枠の拡大を図るものでございます。それから、項番 5 が保育士等の人材確保についてでございます。先にご報告した内容とオーバーラップするところはございますが、国の待機児童解消加速化プラン等を新たにメニューとして活用いたしまして、区内の民間保育所の人材確保を支援するものでございます。一つが、保育士資格を有しない職員が資格を取得するための支援を、その施設や職員に対して行うものでございます。具体的には、受講料の補助ですとか、職員がその資格を受けるために施設にいない間の代替職員を雇いあげる費用の補助でございます。(2) が保育士募集事業の参加支援ということで、公的機関が主催する事業に参加する私立の保育所に対して参加経費を補助するものでございます。それから、区内の民間事業者には保育人材等を、区が仲立ちをするような形で、保育人材の有効活用を図っていくということで、保育士等の資格を持った方を区に登録していただいて、民間施設等にご紹介する事業をこの 4 月 1 日から児童保育課の方で始める予定でございます。今後の予定につきましては、資料にある通りでございます。ご説明は以上でございます。

松原委員長：ありがとうございました。ご質問・ご質問うかがいます。いかがでしょうか。

こどもクラブ障害児保育学年延長実施施設の拡大について

松原委員長：それでは 8 番、こどもクラブ障害児保育学年延長実施施設の拡大ということにつきまして、資料 8 にもとづきまして、やはり児童保育課長からお願いします。

柴崎課長：はい。こどもクラブにつきましては、小学校 6 年生までの障害児保育の学年延長を実施している施設がすでに 5 か所ございます。で、この障害児保育の学年延長につきましては、障害のあるお子さんが、リラックスして生活できるようなスペースなどが必

要でございますが、今般、寿こどもクラブの方で静養スペース活用の目処がつかしましたので、26年4月1日から寿こどもクラブでも障害児保育の学年延長を実施するものでございます。受入数、職員加配については資料にある通りでございます。説明は以上でございます。

松原委員長：ご意見・ご質問いかがですか。

澤田委員：私がこの会議に参加し始めた時には、障害児専門に見ていただける学童保育もなければ、学年延長もなく、毎回、やってくださいということをお願いしてきたところです。年々、整備をしてやっていただけるということで、とても、台東区ではこの事業に関しては先に進んだなと私は理解しています。ありがとうございます。とてもうれしいです。それで、つきましてはですね、この後、資料10などで、次期次世代育成計画の骨子をつくるのですよね。ぜひ、こういう別建てでない、障害のある子どもたちの放課後の場というのも、数値目標で載せていただければな、というふうに思いました。

松原委員長：事務局の方で何かありますか。願っていらっしゃいますが。

柴崎委員：今、委員からお話がありました、障害をもった方の事業量、それから確保策というものを抜き出して、具体的な数字を入れ込むということは、ちょっと国の想定の中にはないのですけれども、ただ、やはり、認可保育所とか、こういう児童保育施設に関しての、所謂ハンディキャップをもった方の優先利用という考え方が、新制度を通じて一本貫かれているところがございますので、そういった観点にもとづいて、たとえばこれくらいの供給を想定するというような、区の方で独自にその辺の判断を加えるということは可能だと思います。やはり、障害児保育は大事なことでございますので、障害福祉課の方のサービスとも連携しながら、その辺のところは検討していきたいと思っております。

松原委員長：国の方のガイドラインの任意記載事項の中にはそういう対応の事項は入っていますから、台東区として、そこをきちっとカバーしていただければ、こういうものも入ってくるのではないかと思います。他はいかがでしょう。

堀内副会長：よろしいですか。今待機児童の問題が全国的に話題になっているわけですが、それに対して次から次へと色々な方策をとりながら、新しい場所をつくる、あるいは定数を増やす、あるいは何というのでしょうか、小型のというのかな、ともかく色々な形で解消のプランを練っていただいているのがわかりまして、大変うれしいなと思うのですが、一つうかがいたいのは、実は4月というのが一つ、時期になるのかと思うのですが、今、台東区としては待機児童と言った時にはどういう数値になるのですか。

柴崎課長：はい。25年4月1日がですね、46人でございます。それから一年前の24年4月1日が66人ございました。で、そのもう一年前が38人ということございました。

台東区とすると、大体 50 人を下回るところで待機児童数、なんとか抑制をしてきたのですが、やはりこのところの保育需要の伸びというものがございますので、今年の 4 月 1 日については、現時点での推定なのですけれども、先ほどの認可保育所の誘致、小規模保育所の新たな誘致というものを年度途中でやるのですが、おおよそ 130 人から 140 人くらいの待機児童数になるかと、そういう推測でございます。それを元にカバーするために、認可保育所 100 人規模 1 か所と、小規模保育所 1 か所を年度途中で誘致して、その辺のカバーを図っていこうという、そういう考え方でございます。

掘内副委員長：はい、わかりました。それに対して、こう色々対策を練っていただいていることはわかりました。もう一つ、近頃問題になっているベビーシッターの問題などございます。そうすると、わが子を預けなければいけない時にどうしようか、そういう親たちが緊急に頼るところというのは、台東区としてはどんなふうに行われているのか。前にお話をうかがっていると思いますが、ちょっと頭から抜けておりますので、ご説明いただければと思います。

柴崎課長：はい、たとえば、区立の認可保育所で、休日保育というものをやっております。年末保育というものもやっております。それから、緊急的な対応、受け入れということでは、認可保育所 4 園で一時保育という、そういう事業もやっております。ですから本当に緊急でどうしようもないという時は、児童保育課にご相談いただければ、できるだけ対応するというので、やっていくものでございます。ただ夜間ですとか、所謂お泊まりを伴うというようなところでは、認可保育所の方では対応できないところがございますので、そういったところの補完ということではないのですけれども、子育て支援課で、ちょっと名称が似ているのですけれども、いっとき保育ということで、理由を問わずリフレッシュですとか色々なことに使っていただく一時預かり事業をしております。

酒井課長：私の方からも補足で。今児童保育課長から申しあげました通り、理由を問わない、いっとき保育というのが、当日でも預かりますよ、というのがございます。その他に宿泊を伴うショートステイとか、午後 10 時まで預かるトワイライトステイといった事業も行っています。また、どうしても緊急ということであれば、児童相談所と相談をして、緊急的にお預かりするというのも、できる限り対応するようにいたしますので、そういった形でカバーさせていただくというように考えております。

掘内副委員長：はい、ありがとうございました。

松原委員長：よろしいですか。他はいかがですか。

台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の結果（速報値）について

松原委員長：それでは、台東区次世代育成支援に関するニーズ調査の結果の速報値につ

きまして、資料9を用いて、子育て支援課長からお願いいたします。

酒井課長：はい、それでは私からご報告させていただきます。本件は、昨年10月に実施いたしました、次世代育成支援に関するニーズ調査につきまして、子ども・子育て支援新制度における就学前児童の保護者に対する調査の集計結果を、速報値という形でご報告させていただくものでございます。資料9をご覧ください。項番の1、調査の概要でございますが、目的ですとか期間、回収結果等は、記載の通りでございます。それから項番2でございます。主な調査結果についてでございますが、こちらは別紙と右上に記載がございますが、こちらの抜粋版という資料がございます、こちらの方で説明をさせていただきたいと思っております。お聞きいただきまして、1頁をご覧ください。抜粋版は、この次で私の方で審議事項として、新たな計画の骨子案のお話をさせていただくのですけれども、そちらに出てまいります、法定事業の量の見込みの算出にあたりましても必要となるものですので、そういった観点で、今日はお話をさせていただきます。では、1頁をご覧ください。（1）教育・保育事業利用意向でございます。こちらは新制度の柱になります保育園や幼稚園などの量の見込みに関わるもので、就学前の児童の平日の教育・保育事業の定期的な利用希望をおうかがいした結果でございます。結果としましては、幼稚園が52.2%でもっとも多く、次いで認可保育所が42.5%、こども園が36.9%の順になってございます。平成20年度も、ちょっと聞き方は違うのですけれども、同じような調査をいたしました。その時の保育サービスの利用意向は一つだけ選んでいただく形で聞いたので、単純比較はできないのですが、前回は認可保育所が61.5%、幼稚園が15.7%、認定こども園が11.1%という順で、今回は、幼稚園が一番高く出ている結果になってございます。次に3頁をお開きください。3頁以降は、主に一時預かりやこどもクラブなど、新制度における地域支援事業といわれるところに位置付けられる事業の量の見込みに関わる結果でございます。3頁の一時預かり事業利用意向でございますけれども、私用ですとか、親の通院、不定期就労等の目的での一時預かり事業の利用意向のある方は、45.5%という結果が出てございます。こちらも前回の20年の調査では、リフレッシュ意向をおうかがいした結果を一時預かり事業の利用意向として計画事業の参考にしたのですけれども、その際は55.2%という結果が出ましたので、9.7ポイント下がってございます。今申し上げた前回のリフレッシュ意向というものについては、前回と同様の聞き方をした設問の結果につきましては、4頁に記載してございます。4頁をご覧ください。同じ聞き方でも、リフレッシュ意向があるという回答が47.6%になりまして、こちらと比較しましても7.6ポイント下がっているという結果が出てございます。次に8頁をお開きください。こどもクラブの利用意向でございます。5歳児を対象に、放課後を過ごさせたい場所を小学校の1から3年生の時と、4から6年生になった時のそれぞれについて聞いてございます。新制度では、こどもクラブの対象を6年生まで拡大することになっておりますけれども、下の方の（2）の方をご覧ください。小学校の4から6年生の時にこどもクラブの利用意向のある方は16.1%という数字が出てございます。（1）の小学校1から3年生の時の利用意向39.9%と比較いたしますと、4から6年生では、16.1%と半分以下というような結果が出てございます。以上、主な結果をご報告いたしました。このニーズ調査の結果、そ

れから区の人口推計、事業の実績などを元にいたしまして、国が示します手引きに従いまして法定事業の量の見込みを算出してまいります。これと併せて確保策の検討もしてまいります。区の家ができましたら、また本協議会にお示しする予定でございます。それと、今回は就学前の調査の抜粋版しかお示しすることができなかったのですけれども、ニーズ調査の結果につきましては、まとまりましたら皆様にお送りするなどの方法で、できるだけ早くにお示ししたいと考えてございます。報告は以上でございます。

松原委員長：はい。ということで、今日は速報値ですので、具体的な保育需要の算出などありませんから、これからまた、修正をかけなくてはならないのですよね。

酒井課長：はい。

松原委員長：そういうことをやらなくちゃいけないので、今日はちょっとできていないのですが、今日の速報値に限ってご質問がありましたらおうかがいします、どうぞ。よろしいですか。

(2) 審議事項

(仮称)台東区次世代育成支援計画の骨子(案)について

松原委員長：では、審議事項が一点、用意されていますので、そこに入りたいと思います。(仮称)台東区次世代育成支援計画の骨子(案)につきまして、資料10によって、子育て支援課長から説明をお願いします。

酒井課長：はい、それでは(仮称)台東区次世代育成支援計画の骨子(案)についてご説明をさせていただきます。資料10をご覧ください。まず表紙をおめくりください。目次でございます。こちらでまず骨子案の全体をお話いたします。骨子案は4部構成になってございまして、第1部は策定の趣旨や社会認識、また子育て環境の現状として、人口動態や世帯の状況などを記載していく予定でございます。第2部は基本理念や視点などの計画の考え方、それからもう一枚おめくりいただきまして第3部ですけれども、そちらでは計画の内容について、第4部は計画を着実に推進するための体制等について記載をするという構成で、今回お示しをしております。次に1頁をご覧ください。第1部第1章の項番1.計画策定の趣旨でございます。こちらには、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化、待機児童の増加などの、区としての社会認識、それから国の子ども・子育て支援新制度、区のこれまでの取り組みなど、そういった計画の策定の趣旨について記載をしております。次が項番2の計画の性格・位置付け及び期間でございます。この計画は、現行の次世代育成支援地域行動計画を引き継ぐものであること、子ども・子育て支援新制度の事業計画を包含すること、平成27年度からの5カ年の計画であること、区の様々な計画と整合性をもつようにするというようなことをこちらで記載をしております。おめくりを

いただきまして、2頁から8頁になりますけれども、こちらでは第2章の台東区の子育て環境といたしまして、計画に必要な様々な基礎データを記載してございます。本日は主なものをいくつかご説明をいたします。2頁から4頁は台東区の人口動態でございまして、まず2頁のグラフでございまして。こちらは世帯と人口の推移でございまして、区の総人口や世帯数は増加傾向にあることが、ご覧いただくとおわかりいただけると思います。それから3頁をご覧ください。3頁は、総人口に関するデータでございまして。上のグラフは総人口に占める15歳未満人口の割合でございまして、15歳未満人口は、絶対数は増加傾向にございまして、人口全体が増えているために、割合は若干減少していることがこちらからおわかりいただけると思います。それから7頁をお開きください。7頁から8頁は保育園や幼稚園の入園数の推移をお示ししてございまして。先ほどもちょっと待機児童の話がございましたけれども、7頁の上のグラフはそのあたりの数字をお示ししております。保育所の入所者数の推移でございまして、平成20年以降、在園児、入所率も増加傾向にありまして、保育所等の整備を進めております。平成20年のところをご覧いただきたいのですが、49という数値があるように、ここ数年、待機児童数はほぼ40人以上で推移をしているところで、26年にはまさしく児童保育課長が申し上げたような数字が出てきているということになってございまして。下の表でございまして、こちらは区立幼稚園児数等の推移で、表の真ん中の定員のBと園児数のCの比較をちょっとご覧いただきたいのですが、幼稚園につきましては、定員数が園児数を上回る状況が続いていることがこちらでおわかりいただけると思います。ここまでが台東区の子育て環境をお示するデータでございまして。こうした状況を踏まえまして、計画を策定してまいりますが、今後、ニーズ調査の結果など、適切なデータがあれば加えていきたいと思っております。次に9頁から11頁の第2部、計画の考え方についてでございまして。まず9頁、項番1の基本理念についてでございまして。基本理念というのは、計画の根本に据える目標や思想といったものでございまして、子どもの幸せを第一に考える、地域社会全体ですべての子育てを支えていく、それから子ども自身が次代を担う存在として成長できる仕組みを目指す、などの考えを背景といたしました。現行計画の基本理念を本計画では引き継ぎたいと、考えてございまして。こちらの基本理念なのですけれども、四角のところを囲ってございまして、「子どもたちの笑顔にあふれ、にぎわいと活力のまち・たいとう～子どもの育ちを喜び、見守るまちを目指して～」というものでございまして。次に項番2の基本的な視点についてでございまして。基本的な視点というのは、基本理念の実現に向けまして、施策や個別事業の実施にあたり、分野横断的に計画全体を貫く考え方になるものでございまして、基本理念同様、現行計画の3つの基本的な視点を引き継ぎたいというふうに考えてございまして。その視点につきましては、視点1の次代を担う子どもの成長と自立を支援する、をはじめとしまして、記載の通りでございまして。視点の2・3については10頁に記載の通りでございまして。ここで、付属資料のA3のものを折りたたんであるのですけれども、区の新たな計画の策定のための比較という資料をご覧ください。表の左側半分は、現行計画の社会認識、それから目的、計画の対象、基本理念、基本的な視点といった計画の骨組にあたる部分を整理いたしました。それに対応して右側に、子ども・子育て支援新制度でそれらがどういうふうに謳われているかを整理したものでございまして、こちらの右側の内容は、現行計画

とほぼ同様というふうになってございます。で、ちょっとわかりづらくて恐縮なのですが、もう一つ、付属資料といたしまして、基本指針の主な記載事項というものをお付けしているのですが、こちらは子ども・子育て支援新制度についての国の考え方をまとめたものでございまして、今の比較表の右側の内容は、この資料から抜粋して整理をしたものでございますので、ご覧いただければと思います。それでは、比較表の方を一枚おめくりください。こういった形の、体系の資料があるかと思えます。こちらの表が、新たな計画の基本目標以下の体系案と現行計画の体系を比較したものでございます。基本目標につきましては、こちらの資料でご説明をいたします。基本目標とは基本理念を実現するために、基本的な視点を踏まえまして、施策展開のまとまりの単位ごとに目標として掲げるものでございますが、左側の方が新たな計画、右側の方が現行計画という整理をしております。新たな計画では、基本目標を現行の4つから5つといたしまして、施策も位置付け等を一部変更いたしております。この資料のうち、点線で囲んでいるのが変更した箇所、実線で囲んでいるところが新たに追加した箇所でございます。また、一番下の網掛けの囲みのところをご覧ください。こちらに主な変更点をお示ししております。変更点をご説明いたします。変更点の一つ目は、右側の現行計画の基本目標に、子どもの健全な成長の場を提供するという、こちらは教育・保育の分野に関する基本目標でございますけれども、これを左側の新たな計画の基本目標におきましては、子ども・子育て支援法の趣旨にもとづきまして分割をいたしまして、2番目の教育・保育の質と量を充実する、3番目の子どもや親の学びと遊びの場を実現するに分割をしております。また、施策につきましても、現行の基本目標2に位置づけております(1)のニーズに対応した保育サービスの充実と(2)の就学前教育の充実の施策ですが、新たな計画におきましては2の(1)教育・保育施設の整備、(3)の教育・保育サービスの質の向上を新たに加えるとともに、施策の括り方を再整理する案としてございます。こちらは新たな計画に含まれます法定の子ども・子育て支援事業計画が、幼児期の学校教育と保育の質の改善と量の拡大を目的としておりますことから、この分野において計画事業のボリュームが大きくなることが考えられますので、それらの施策をわかりやすくお示しするために、こういった形で分割をさせていただいております。それから変更点の2つ目でございますけれども、児童虐待の未然防止の施策は、右側の現行計画では、基本目標1の安心して子どもを生み健やかに育てられる環境を整備する、の施策に位置づけておりましたが、左側の新たな計画では、5つ目の基本目標の子どもが安心して安全に育つ環境をつくるに位置づける案としてございます。こちらは基本目標1を妊娠や出産、母子保健に関する施策として整理をした方がわかりやすいという考えによるものでございます。それでは、骨子案の冊子の10頁をご覧ください。10頁から11頁にかけての項番3、基本目標につきましては、ただ今の資料でご説明を申し上げた通りでございます。次に12頁をお開きください。第3部の計画の内容についてでございます。ここでは新たな計画に盛り込まれる内容がどのようなものなのか、ということをお示ししております。全体としては現行の計画とほぼ同じ構成を考えてございますけれども、今回の骨子案では、法定の子ども・子育て支援事業計画にあたらぬ内容を、ローマ数字のと の箇所でお示しをいたしましたので、そちらをご説明申し上げます。まず、ローマ数字の の項番1の教育・保育提供区域の設定についてでございます。法定の事業計画におき

ましては、計画と事業の需給バランスを判断するために区域を設定することが法定化されてございます。台東区は、区全体を一区域として設定したいというふうに考えてございます。理由なのですけれども、幼稚園や保育園等の施設に関する事業につきましては、台東区では従来、幼稚園につきましては学区域設定というのがなくて保護者が教育方針などで選択している例も多く、区域分けをすると現在の利用実態と異なるだろうということ、それから保育施設も、自宅への近さだけではなくて、保護者の通勤経路によっても選択が異なることから、自宅の所在地と利用施設の区域が一致しないケースも想定されるといったことから、区としては一区域としたいと考えてございます。それから、その他の法定事業につきましても、区域を細分化して需給バランスを取ることに様々な理由で馴染まないものが多いことから、そちらも区全体を一区域として設定したいというふうに考えてございます。次に項番の2、幼児期の学校教育・保育と、それから項番3の地域子ども・子育て支援事業についてでございます。こちらにつきましては、骨子案の後ろに付けております、A3版を折りたたんだ資料を使ってご説明をさせていただきます。まず、後ろから2枚目の教育・保育の量の見込みという表をお開きください。こちらの表なのですけれども、表の左側の確保方策の欄をご覧ください。上から認定こども園、保育園、幼稚園、確認を受けない幼稚園、認可外保育施設等が主な確保方策として記載がございまして、こういったものを計画期間の年度ごとで、かつ未就学児童の保育の必要性の分類である1号、2号、3号の認定区分ごとに量の見込みと、量に対応するよう確保の事業を明記することが法で義務づけられてございます。1号から3号の認定区分につきましては、表の下に記載をさせていただきますが、1号というのは3歳から5歳で保育の必要性なしで幼稚園のみを利用する子ども、2号は3歳から5歳で保育の必要がある子ども、3号は2歳までで保育の必要がある子どもということでございます。新制度では保護者の申請に応じまして、こちらの区分で未就学児を認定することになります。それではこの資料を一枚おめくりいただきまして、一番後ろの表をお開きください。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みでございます。法定の地域子ども・子育て支援事業の11事業につきましても、量の見込みと確保方策の明記が義務づけられております。11事業というのは、表の左側に並んでおりますけれども、利用者支援や延長保育事業などがございますが、そういったものが11事業でございます。なお、こちらの地域子ども・子育て支援事業につきましては、地域の実情に応じて実施をすることというふうにされております。それでは骨子案の本編の12頁にお戻りください。12頁から13頁の項番2から3につきましては、今の表の通りでございます。次に13頁下側のローマ数字の任意の記載事項についてでございます。こちらでは、産後休業や育児休業後における保育園等の利用に関する情報提供ですとか、児童虐待防止や、それから障害児に関する施策ですとか、都が行う施策等との連携について、任意で記載することになってございます。内容につきましては、後ほどご覧いただければと思います。次に14頁の中程、ローマ数字の をご覧ください。法定外の次世代育成支援事業についてでございます。新たな計画には子ども・子育て支援事業計画の法定事業以外で、区として次世代育成支援に資すると判断する事業、たとえば青少年教育ですとか、中学校の職場体験などを計画事業として位置づけていく予定でございます。また、その下の第4部としてお示ししてございますけれども、計画の推進体制や進行管理についても掲載をしていく予定でござ

ざいます。最後になりますけれども、骨子案の16頁になります。A3の折りたたんだ表がございしますのでそちらをお開きください。こちらが今までご説明した内容を体系案としてお示しをするものでございます。基本理念、基本的な視点は現行計画の通り、それから基本目標は5つとして、それぞれの施策の展開につきましては、こちらにお示しの案の通りでございます。なお、具体的な計画事業の選定はこれからで、現時点で計画事業として考えております主なものを、事業例としてお示しをしております。このうちの太字になっていきますものが法定事業で、そのうち丸の付いている事業が必須事業でございます。三角を付けているものは任意事業でございます。たとえば一番上にある、基本目標1の施策の展開(1)妊娠・出産に対する支援の事業名の、妊婦健康診査、これは必須事業ということです。それから下半分のところにある、基本目標4の施策の展開の(1)ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のところがございます、区内企業等に対する意識啓発及び情報提供、これは三角がついておりますけれども、任意事業という表示です。それから表示以外の事業が法定外の計画事業となっております。必須事業の他に計画にどのような事業を位置づけていくかにつきましては、今後庁内でさらに検討を重ねまして、まとめ次第、こちらの協議会にお示しをしたいというふうに考えてございます。また、法定計画の量の見込みですとか確保内容につきましても、これから区案を検討いたしますので、次回の協議会でお示しをしたいと考えてございます。骨子案についての説明は以上でございます。

松原委員長：はい、ありがとうございました。行ったり来たりでしたが、この後できていく部分、できない部分についてのご意見をいただきたいと思っておりますし、これは設計図の提示なので、設計変更が必要であればご意見をいただきたいと思っております。これが固まってしまうとこの中に何を盛り込んでいくかという話になってしまいます。今日の時点で色々ご意見いただきたいと思っております。いかがでしょうか。

森部委員：よろしいですか。

松原委員長：どうぞ。

森部委員：基本的に、基本理念としては非常にすばらしいと思うし、見ていくと、私は私立幼稚園を母体に来ておりますから、非常にありがたいと思うのですが、これとは別に、今日の前半の部分の報告事項をずっとお聞きしていると、やはりなんといっても待機児童対策、それから親の就労問題と、そういうことが最優先されているような感じの報告だったと思うのです。私立幼稚園の関係者は皆同じような意見を言うのですが、ここにも書いてありますが、父母が子育ての第一義責任という話をしますし、保育時間も8時間くらいにしてほしいと、そういう願いをずっと話していますが、待機児童対策、親の就労問題だけで物事が進んでいって、具体化されているような気がするのです。ですから、そのところを、本来、もっと話し合わなければならないのではないかと思います。たとえばここで、目的のところでも子育てのすばらしさを伝え、子どもや子育て家庭をまち全体で支えていくというような目的があるわけですね。こういうことについて議論しているのかということ、本当にこういう

ことではなくて、子育てのすばらしさよりも、親の就労問題、で、さっきから出ています保育所の問題とか。保育がいけないとか、そんなこと思っているのではないんです。保育は絶対必要な方がいるんだから、それはもう当然です。でも、0歳から2歳の保育所をつくりましょうと。保護者は、本当は産んで1年くらいは育てたいんです。で、1歳くらいから、就労の形が少し変わってきていますから、短時間の就労でやって、預けたいと思って行くと、もう0歳から入っていて満杯だから入れません、ということで待機児童になってしまう。そうなれば当然、0歳で入れた方がよいと考えて、0歳が増えていく。だから1歳、2歳の方の待機児童が増えちゃうわけですね。そうすると、やっぱり保育所をつくらなければいけない。テレビなんかでもよくやっていますよね、行政は何をやってる、私は働きたいのになぜ子どもを預けられないんだ。ああいう言い方をされると、子どもが邪魔なのかと思ってしまうくらい、本当はそんなことないのですけれど、そういうふうに感じてしまう。基本のところの表現はすごくこの通りだと思っし、私もこれでよいと思うのですけれども、ただ、そういうところで、実際にされているところが違うんじゃないかという感じがするのです。私はこの委員を引き受けてから、ずっとこの意見を言っているのですけれども、なかなかそれができない。待機児童ゼロをめざすことはよいのですが、絶対にゼロにならないと思うのです。人間の欲望から言って、色々なところでできます、当然、よいところとか待遇のよいところに皆行きたいのです。だから、入ったけどあっちの方がよいと聞いたらあっちへ行きたい、そうすると待機児童になっちゃう。だからカウントのしかたの問題になっちゃうような気がするのです。それを努力しなくてはいけないのですが、そういうところをしっかりと議論した上でこの理念を実現させていかないと、という意見が言いたかったということです。

松原委員長：まさに設計図の手前のところで、どんな家を建てるかという理念の話のところですので、大切な話ですので。他にご意見をうかがいたいと思いますが、いかがでしょうか。保育園の先生、何かありますか。

藤巻委員：どうしてこのようになったんだろうと思います。もうちょっと保護者の方がお子さんを育てた方がいいのではないかと思うのですが、難しいのかな。本当に、国が育てていくような世の中になって、何でもかんでも、保育所に預ければもう、おむつを取るのも、食事から何から全部やってくれるからって聞きますけれども、本当は子育ての楽しさを母親に教えてあげたいと思うのです。子育ての楽しさというのはあるんです。それをどんどん保育所で育てていますので、このお子さんが大きくなったら、子育てができるのかとか不安とかありますけどね。もう時代がこうなっているから、こちらが変わらなければついていけないのかなと思っています。

森部委員：私たちがなにかおかしいと言われてしまうんです。

藤巻委員：本当は、そうですね。

森部委員：最近知ったのですが、子育ての地域化という言葉があるのですよね。でも、

それはもっと先じゃないかな。たとえば3歳以降とかという感じがするのです。たしか去年、安倍総理大臣が経団連に育休を3年くらいにしたらどうだと意見を出したら、経団連からものすごい反発があって、それだったら女性は雇わないよ、男にしちゃうよというような意見まであったと聞いたのです。そういうふうになってしまうから、就労の問題だけになってしまうんですね。本当は子育てって、今も言われたように楽しいし、本当にそこをやってみて、それで子どもが育って行って、それから社会化していかなくちゃいけないのではと思うのです。動物だって、親が育てているんですよ。人間は知恵があるんだから、そのためには親が育てなきゃいけない。そこに立って初めて色々なものが生まれてくるのだと思うのですけど。ただ、もちろん0歳から必要な方もいるし、1歳、2歳、必要な方もいる、それはその通りだと思うし、そういう幼稚園であり、保育園であり、全部色々、役割を持っているわけですから。そういう選択をしていかないといけないのに、なぜかすぐ、こういう施策へ入ってしまう。こういうしっかりした理念があるから、これを本当に活かせる、活かすためにどういうことをやるかということ議論しないといけないんじゃないかなという感じがするのです。

松原委員長：他の方々いかがですか。澤田さん何かありますか。

澤田委員：次世代育成支援というのは、台東区の子どもをいかに増やしていくかということなのですけれども、文明が進んでいくと、皆さん自分の欲望というか、そちらの方を優先して、なかなか子どもをつくらなくなるという根本的なところがありまして、なかなか難しいところがあると思います。で、確かに先ほど森部さんが言われたことは、前回の計画をつくる時もずっと言われていたことだなと思います。現実には、どういうふうに、子育ての楽しさとかを、施策の上に乗せていくのかというのは、とても難しいですよ。で、実際、子育て教室とか、そういうのは台東区では定期的にやっているんですけど、それ以外にどんな手だてがあるのか。そんなところも考えなくてはいけないと思っていますけど、具体的な手だてはと言われると、浮かびません。申し訳ないです。

松原委員長：宇津木さんいかがですか。

宇津木委員：そうですね。私も色々なところで、こういう子どものこととかをうかがってありまして、今おっしゃったような、自分の子どもは自分が育てるのが基本だと思うのです。それで、私はたまたま働いておりませんでしたから、3人の子どもを育てましたけれども、大変楽しいですし、自分も育っていけると思うのです。でも、それをしないで働きたいということで、子どもを預けてしまわれた方は、なにか子どもが熱を出したただけでも、自分の時間を取られたとか、子どものせいでこうなったというような言い方を色々なところで聞くわけです。そして、社会とつながっていないからとても不安であるとか、色々なことを聞きますので。子どもを育てていけば、社会とちゃんとつながっていけると思うのですけど、どうもその辺がちょっと。まず働かなくちゃ、働いて経済的に豊かになって、お金で子どものことを解決すれば済むんじゃないかみたいな、若い方たちの

間では、それをどんどん助けてさしあげることが、この計画でまた後押ししているのかなと思うのです。たしかに必要な方たちにはしてさしあげなくてはいけないと思うのですけど。ちょっと私も、疑問を持っておりましたので。

松原委員長：強制的に全員発言させることはしたくないのですが。まだ浅野さん、岡本さん、お話しされていませんがいかがですか。

岡本委員：小学校に入ってくると、その、台東区を一地域で考えるというのはどうなんでしょうね。結局、小学校はここに行きたいから越境するとか、区内越境するとか、そういうふうになってきますと、その延長で、その小学校付属の幼稚園を選ぶとか、そういうことになってくる可能性があるのです。だから、そういうふうにと考えると、まだ幼稚園へ行かされる経済的にも余裕があるお宅はよいですけども、台東区の中というのは、とても家賃が高いですし、物件も値が下がらなくて、とても安定した値段を保っているところなので、やはりそこに住む、台東区がよいからそこに住みたいとなると、共働きになってしまう、どうしても。そういう方も小学校に入ってからパートしている方もいらっしゃいますし、色々、そういう環境、子育てに対する環境というのが、とても経済的には難しいところがあるんじゃないかと感じています。だからそういう、骨子をつくるものにも、具体的な政策が、そこから見えるものができるとういかな、というふうには思います。

松原委員長：浅野さんは。

浅野委員：私もやはり、子育てを支援するということには全然、抵抗ないんですけども、今の方向性として、先日もちょっと、若い男の人と一緒に選挙の立ち会いをやったんですが、その人から相談をされたのです。私は生まれてからずっと台東区に住んでいるんですけど言わせて、よそから来たわけじゃない、台東区に生まれながらにして、隣の人も誰も知らない。それはどうしてだって言うと、生まれた時から越境されて、保育所も、幼稚園も、小学校も、中学も、全部越境で、台東区じゃなかったって。それで大学も出て。自分はひとりっ子なので、親の跡を継ぐということで、今になってやっと、地元の人間になった気がするんですけど。ところが今、町会の青年部だとか、役員だとか、地域の何かをやってください、人手が足りませんからって言われるんだけど、僕は誰からも誘われたことがないし、どういうふうに申し込んだらいいのかもわからないんですよと言うんです。どうして生まれて育ったのに、こんなに地元の人間じゃないんだろうっていうようなことを言われました。それで、どなたかに相談して、町会の方に話してもらったらどうかとアドバイスしました。結果的にそういう子どもたちが大勢できるんじゃないでしょうか、これから。結局は、地元には根付いてないんですものね。そこに居ながらにして、隣近所の交流がない。だから、行きようがないと言うわけです。だから、やはりお母さんが育てて、子どもの手を引きながら幼稚園へ通ったり、子どものPTAに行ったりとか、そういう中で友だちができた、まちを守るとかそういった、リーダーになってくれるんじゃないかなと思って。その人を見た時、本当に、これからこういう人が増えるんじゃないかと思いま

した。「どうしてもやりたいので、手始めに選挙管理委員会に来たら、色々な人が来てくれるので、とりあえずこれに申し込んで、一週間、期日前投票の事務に来たんです」という話を聞きまして、飛躍しますけれども、やはり、そういった連携プレーのできる大人になるか、僕はお父さんやお母さんに育てられたんじゃないありません、国に育てられたんですと言われかねないような、組織になるんじゃないかって。それはちょっと、私たち女性部では、心配だねと言っているのです。

松原委員長：ありがとうございます。堀内先生。

堀内副委員長：はい、おそらく今のお話に出てきた事柄というのは、台東区だけの問題ではなくて、東京、あるいは極端なことを言うと、日本全体の問題なのかもしれませんね。今から10年ちょっと前に、台東区の学校教育プラン会議というのがございました。その中で、今でもやれたことの一つとして、小学校の学区域の自由化は、台東区ではダメじゃないかと。中学校は世の中全体がそういう方向だから、自分の、あそこへ入りたいという中学校への移動はやむを得ないにしても、小学校は、台東区ではなしにしよう。今、現実的にはどういうふうになっているかわかりませんが、それをつくったのです。その時、小学生は、近所の友だち同士、あるいは上級生・下級生もいるでしょうけど、一緒に連れ立って、わいわい言いながら学校へ行くっていう、これだけは残した。これはもう、伝統のある台東区の中ではそれはやっぱりつくらなくちゃいけないんじゃないかな、という形で動いたんです。けど、現実的にはまあ、全都的には半分以上が行きたいところへ、隣接区域であるかどうかというのはありますけれども、行ってもよいという形に、小学校はなっているわけですね。そんなところから考えていけないといけないのかな、と。だから、23区の中でも学区域の自由化をやっていない区、たとえば世田谷などは小学校も中学校も、学区域の中で、今現在留めておりますね。杉並区は27年から中学校の自由化をやめるという形になってきている。少し、地域に根ざした学校教育をどうしていったらよいかということに、今、戻りつつある。やっぱり公立学校の場合は、地元の学校に通わせましょうよ。

浅野委員：そうですね。台東区はすごくひどいんです。それで、私の家から言うと、左側と右側に小学校があるのです。本当にそこらの距離なんですよ、家から言うと。片一方のところは、どんどん、3クラスも4クラスもできちゃって教室が足りない。それで、こちらの方は1クラスにならないのですよ。それで教室も余っちゃって。そうなるともう運動会とか色々なことができない、それから競争心とかそういうことができないということで、のんびりしちゃうんですってね、子どもが。それで、あるお母さんに相談されたんですけど、子どもたちが卒業をして、そして中学に入ったんですって。全員揃ってビリなんですって。そんなことないでしょ、普通。皆、色々な地域があるから。だけどのんびりしちゃうんですって。それで大きい学校へ行ったら、揃って、皆そんなふうになっちゃって、それで、そういうね。

岡本委員：学校のせいだけじゃないですよ。それは親のせいですよ。

田中課長：一応、補足をさせていただきますと、副委員長からもご発言があったように、台東区の場合、中学校は選択制がありますけれども、小学生については選択制はやっておりません。ただ実態として、皆さん状況をご存じのように、越境と言いますか指定校変更というようなことでは、ある程度行われていて、結果として、本当に隣接している学校の片方が多くて片方が少ないという状況は、現実にはありますが、元々が適正規模、適正配置というようなことで、かつて、平成10年前後にどんどん人口が減っていた頃に、いくつかの通学区域をたくさんの議論を重ねて、統合等も経てきているところですので、現在また、人口増加の傾向にありますから、またこの辺は、推移を見ていきたいというようなことで、考えております。

浅野委員：あまり極端だとね、心配ですよ。うちの子どもが育った頃は、ちょうど半々だったのでよかったのですけど。今現在は、そういうことです。

松原委員長：ありがとうございます。私は呼び名は好きではないのです、1号子どもとか2号子どもとか。ただ、1号子どもというのが子ども・子育て支援の中に入って、幼稚園、短時間保育を利用する子どもも計画の中に入っています。台東区の子どもということ言えば、私学助成で経営する幼稚園に通いたいという子どもも、台東区の子どもです。台東区は次世代ということで、子ども・子育て支援を包含しようという、これは非常によい考え方だと思うのですが、そういう中で言うと、委員の何人かがおっしゃっていたように、所謂2号、3号のところに議論が集中してもよいのかということがあると思うのです。色々な委員がおっしゃっていたように、色々な子育てを選択する余地がある、あるいは場合によってはこれしか選択できないというご家庭もあると思うのです。それはもう、どの子どもであろうと、台東区の子どもであれば平等なのですから、せっきくの次世代育成ですからね、そのバランスをきちんととって、設計図を描いてほしいというご要望だと思います。私はそのことは大賛成なので。ただ、国の所謂必須記載事項というのも指定されていますから、それはどうしても書かざるを得ない。東京都もそれは要求してきますので。それはそれとして、ここで言う、この設計図で言いますと、所謂任意記載事項、それから法定外のところをいかに膨らませていくか、そして必須記載事項のところであると、1号子どもについてどれだけの、この後公定価格が出てきてからの話かもしれませんが、どういうふうに区としてそこを支援していくかということも、きちんと議論をすべきだと思います。台東はこうやって学務とか教育委員会の方も一緒に入ってきて、しかも学務のところは一緒に取り扱う形になっているので、よい組織を持ってらっしゃるのですが、他のところへ行くとどうしても縦割りになって、子ども・子育ての方がつくる計画はどうしても教育がずっと横の方へ行っちゃうのですけど。せっきくよい組織を台東区は持ってらっしゃるので。計画の中のバランスをきちんととって、それぞれを選択した方、あるいは選択をせざるを得ない方が、豊かな子育てができる、それはひいて言えばね、子どもですよ。子どもが豊かに育つことができる台東区というのをつくっていくにはどうし

たらよいか、まあ、たしかに台東区だけではできないこともありますよ。ワーク・ライフ・バランスもね、実現と言ったって台東区外に勤めている人の方が多いのだから。そっちで残業がぐんぐん増やされちゃったら、ワーク・ライフ・バランスは保てませんし、台東区内のマンションの値段を下げると言っても下がらないですからね。突発的に残業せざるを得ない家庭だってあるわけで。それはそれとして、でも、その中で1号認定を受ける人もいるかもしれない、あるいは私学助成で通う子どもたちもいるかもしれないし、そういうところはきちんと踏まえて、総体としては、家族が育てる子どもをどうやって、台東区が応援できるかということを考えていきたいな、と思います。そんなところでよろしいでしょうか。

酒井課長：はい。

松原委員長：ありがとうございました。もう一つ。台東区、うまいね。国の指針の8頁のところには、所謂認定こども園等のところと地域型保育のことが描いてあるのですが、こちらの頁でいうと、保育の量の見込み、こっそりその下に認証保育所を潜り込ませてあるのですね。

酒井課長：認可外保育施設のところで。多分、この枠組みに入りますよね、認証保育所も。

松原委員長：こういうふうにつくらざるを得ないのかな、と思うのですがね。うまい作りをしているなとこっそり感心しているのです。ほんとにね、認証保育所に通う子どもも台東区の子どもですよ。だから、保育料が高い、十分な保育の質が確保できないということではなくて、やはりそこにもきちんと、豊かな育ちができるような支援をしていけるように。

ありがとうございました。それでは、議事としては用意された一つが終わりまして、事務局で何かアナウンスがありましたら、お願いしたいと思います。

酒井課長：それでは、次回の協議会なのですけれども、場所等もありますけれども、5月に開催したいというふうに思っておりますので、またご連絡を差し上げたいと思っております。それから報告の中でも申し上げましたが、ニーズ調査の結果につきましては、まとめ次第、5月の協議会の前にお送りしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

これから施設見学会に移らせていただきます。見学会はこども園を見て解散とさせていただきますので、お手荷物はお持ちをいただいてよろしいでしょうか。よろしくお願いたします。

松原委員長：それでは議事を終わりまして、たいとうこども園の見学に行きたいと思っております。どうもありがとうございました。

5 . 施設見学

たいとうこども園を見学、終了後、現地解散

以上